

奈良県告示第四百十七号

平成十六年三月奈良県告示第六百六十一号（かいの指定）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

「高等技術専門校」の下に「、奈良まほろば館」を、「中央卸売市場」の下に「、北部農業振興事務所」を、「森林技術センター」の下に「、フォレスターアカデミー」を加え、「国際高等学校」を「奈良商工高等学校、国際高等学校、高田芸術高等学校、商業高等学校及び奈良南高等学校」に改める。